

改正パートタイム労働法成立

4月16日、参議院本会議において、改正パートタイム労働法が成立しました。主な改正点は、短時間労働者の均等・均衡待遇の確保と短時間労働者の納得性を高めるための措置です。4月15日の参議院厚生労働委員会では、津田弥太郎議員が質疑に立ち以下の質疑を行いました。

<主な質疑内容>

【津田議員】労政審の建議では、パートタイム労働指針に規定されている「パートタイム労働者が事業主に対して、待遇決定に当たって考慮した事項の説明を求めたことを理由とする不利益取り扱いの禁止」を法律に明記するよう明記されているが、今回の法案にはこの規定が盛り込まれていません。政府の提出段階で抜け落ちてしまうということはあってはならないことだと思います。指針を改正して、行政指導を強化することをしっかりとやっていただきたい。

【田村大臣】実例が乏しいということで今般の法律には盛り込みませんでした。法律が成立した段階で、労政審で議論いただき実効性のあるものにしていきたくと思っています。

【津田議員】（法律本文で均等確保の対象外とされている通勤手当について）使用者側から見て、有期契約の労働者と無期契約の労働者が同じ場所で働いているということだと、外形的な違いは指摘しづらいわけです。しかし、どちらも同じ交通費が掛かるわけなので、違いを設けることは大変難しいです。ところがパート労働は、朝の出勤時間が遅い・帰りの時間が早い、そうした目に見える違いがあります。このような場合は、同じ交通費が掛かっていることへの使用者の理解がともすれば不足がちになります。衆議院の附帯決議では「不合理にならな

いよう必要な措置を講ずる」としていますが、具体的な措置の内容についてお聞きしたい。

【赤石政務官】通勤手当については、パートタイム労働者の就業の実態に応じた均等待遇が推進されるよう省令・指針で等で明らかにする予定です。

【津田議員】自らワーク・ライフ・バランスの観点でパート労働を選択してそれを実現している方もいれば、意に反してパート労働を選ばざるを得ない方もいます。様々なパートを取り巻く状況を踏まえながらさらなる取り組みを厚生労働省が行っていくように、私はしっかり求めていきたいと思えます。

【改正法の概要】

1. 短時間労働者の均等・均衡待遇の確保

(1) 通常の労働者と差別的な取り扱いが禁止される「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」の範囲を拡大する。

現行：①職務の内容が同一②人材活用の仕組みが同一、③無期労働契約を締結している

改正後：③の要件を削除。有期契約労働者も対象にする

(2) 短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

2. 短時間労働者の納得性を高めるための措置

短時間労働者を雇い入れた時は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の内容（どのような正社員転換措置があるか、賃金制度はどうなっているか等）について事業主が説明する義務を導入する。

3. その他

雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対して、厚労大臣の是正勧告に従わなかったときは、事業主名を公表することができる規定を創設する。